

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	入居承継の承認	
処 分 の 概 要	市営住宅の入居承継を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第13条	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標準処理期間	計	5日
審査基準	<p>松山市営住宅管理条例第13条第2項各号に該当せず、入居名義人である配偶者及び高齢者、障がい者等で特に居住の安定を図る必要がある者に限る。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市営住宅管理条例</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、第4号イの場合を除き、前項の同居していた者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該同居していた者を引き続き居住させることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条第1項第1号に該当する場合</p> <p>(2) 前項の承認を得ようとする者に係る当該承認の後における収入が第29条第2項に規定する金額を超える場合</p> <p>(3) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であった場合</p> <p>(4) 前項の承認を得ようとする者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 前項の死亡し、又は退去した入居者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)でない者</p> <p>イ 暴力団員</p> <p>平成18年6月29日 国土交通省住宅局 同居承認及び入居承継運用指針</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

市営住宅使用承継申請



審査



承認・不承認



(承認の場合)

契約書提出



承継完了